

第35回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月)午後1時30分から1時54分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)
委員

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局事務係係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたので、これより第 35 回農業委員会定例総会を始めたいと思います。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は 12 番の角丸章委員、11 番の佐々木孝一委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局 報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。報告第 1 号について、ご説明いたします。

1 番は「農業者老齢年金裁定請求」ですが、[REDACTED]さんより提出がありました。申出年月日は、4 月 17 日でございます。

続いて 2 番は「農業者年金通常加入申込」です。申請人は [REDACTED]さん、申出年月日は 4 月 28 日です。

以上 2 件は専決処分としていきますので、ご報告いたします。以上です。

会長 只今の報告についてご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件について、承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 報告第 2 号をご説明いたします。

この度提出されました [REDACTED]につきまして、別添 1 の「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、法人形態の要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認しましたので、ご報告いたします。以上です。

会長 只今の報告についてご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件について、承認することといたします。

続いて報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号をご説明いたします。

貸主は [REDACTED]、借主は [REDACTED]さん、土地の表示は [REDACTED]

[REDACTED]、公簿・現況とも田、面積 43,107 m²の 1 筆です。農地法第 3 条に基づく使用貸借を設定していたもので、期間は「契約の内容」欄に記載のとおりでしたが、この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの通知がありました。合意が成立した日は 5 月 13 日、土地の引渡しは本日は。本案件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされていますので、使用貸借の解約が成立していると考えます。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間で既に確認されており、後段の農地法第 3 条による贈与に繋げる解約であることを申し添えて、審議を

求めます。

会長

只今、報告第3号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問等がないようですので、承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号について、次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

出し手・譲渡人は[]さん、受け手・譲受人は

[]さん、受け手の経営面積は田・畑とも0㎡、労働力は1名です。土地の表示は[]、地目は公簿・現況とも田、面積は43,107㎡の1筆です。

譲渡人の理由は、「[]

[]」。また、譲受人の理由は、

「[]」とのことで、

法律関係は贈与、譲受人は贈与を受けた後、[]

[]を予定しています。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別添2・議案第1号関係に調査書を添付しました。この調査書に整理してありますとおり、全ての判定要件を満たしている、または、該当しないため、本案件は許可できるものと考えられます。

第1号図を添付していますのでご参照のうえ、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長

只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件は許可することとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件は許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号についてご説明し、審議を求めます。

土地所有者・譲渡人は[]さん、

転用計画者・譲受人は[]さん、

並びに[]さんです。

土地の表示は、[]、公簿・現況とも畑、面積506㎡、以下、記載のとおりで、合計4筆、803㎡となります。

転用目的は住宅1棟などの建築のためであり、転用事由の詳細は、譲渡人は「この土地は相続により取得したが、耕作しないまま荒廃させることはできないことから、住宅建築を希望して買い受けの申し出があった譲受人に売却したい。」、譲受人の理由は「現在、申請地近くの借家に住んでいるが、手狭なうえに何かと使い勝手が悪いので、申請地を買い受けて自己の住宅を新築したい。」とのことでございます。

また、農地の区分は、砂川市都市計画において第2種中高層住居専用地域として用途指定されているため、第3種農地となります。

転用期間は、転用許可があり次第永年、資金計画は事業費

。農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添3・議案第2号関係のとおりであり、総合意見としては許可相当と考えています。

なお、第2号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議をよろしく願います。以上です。

会長

只今、議案第2号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して進達することといたします。

続きまして、議案第3号議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案第3号をご説明し、審議を求めたいと思います。

計画番号は令和2年度貸第3号、公告予定年月日は本日、申出者は

です。出し手・貸主は

さん、受け手・借主は

さんです。所在等については、
、公簿・現況とも田、面積5,042㎡、以下、記載のとおりで、合計8筆、42,145㎡です。

対価は話し合いのもと、年額

、対価の支払いは毎年11月末日までに指定口座に振り込むこととしています。

期間は令和3年12月31日までの1年7か月とし、当事者間の法律関係は賃貸借です。なお、これは、平成22年5月からの賃貸借が終期を迎えて、再契約となるものです。

本案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認についてですが、別添4・議案第3号関係に調査書を添付しています。この調査書に記載しているとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。

なお、第3号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件については決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議します。

本案件は、委員の親族が受け手となっておりますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与制限に基づき、委員には審議終了までご退席をお願いいたします。なお、審議後、ご着席くださいますよう併せてお願い

いたします。

それでは、事務局より説明願います。

事務局

議案第4号をご説明し、審議を求めます。

計画番号は令和2年度貸第4号、公告予定年月日は本日、本案件は「農地中間管理事業」による集積計画です。

また、本案件は農地中間管理事業の「集積計画一括方式」であるため、対象となる農地について、貸主から借主である[]への賃貸借と、[]から借主への賃貸借が一括された集積計画となっています。

まず、出し手・貸主は[]さん、受け手・借主は[]、そして、今度は[]が貸主となって、借主、[]さんに貸すこととなります。

農地の所在等は、[]、公簿・現況とも田、面積11,203㎡、以下、記載のとおり合計7筆で、面積は14,090㎡です。対価は両賃貸借とも同額の年額[]。対価の支払いは、それぞれ、毎年12月20日、12月10日までに指定口座に振り込むこととしています。

期間は令和7年5月24日までの5年間とし、当事者間の法律関係は、それぞれ賃貸借となります。

本案件は、[]さんが、[]さんから相続した農地であり、昨年12月末までは隣接する[]に賃貸借されていましたが、[]農地を求めていたため、当該農地を利用することが最適であると考えられ、本計画の設定に至ったものです。

本案件に関する法第18条第3項に定める要件の確認についてですが、別添5・議案第4号関係の調査書に記載のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。

なお、第4号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第4号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件については決定してよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで[]委員に着席していただきます。

事務局

続きまして、議案第5号「現況証明願について」事務局より説明願います。議案第5号をご説明し、審議を求めたいと存じます。

願出者は、[]さん、土地所有者は、[]さん、土地の表示は[]、公簿は畑、面積は233㎡です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、5月7日に関係委員に確認をお願いしたところでした。

本案件は、土地所有者が昭和50年に住宅などを建築する目的で農地法第5条の転用許可を受けていましたが、地目の変更がなされないまま、[]願出者から、現況証明願があったものです。

申請地は、農地・採草放牧地以外であり、宅地相当と考えられますので、第5号図をご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長
全員
会長

只今、議案第5号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件については意義なしと認めてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、証明することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
会長

なし。

特にないようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局長

①議会関連等報告（事務局長）

事務局

②-1 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

-2 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について（事務局）

・検討委員会を開催し事前に検討

検討委員の日程を調整うえ次回の定例総会までに開催

・次回定例総会において審議

③サマースタイルの実施について（事務局）

・6月1日（月）～9月30日（水）

・砂川市の扱いに準拠することを原則とし、必要に応じて会長が定める。

・上着、ネクタイの着用を要しない。ポロシャツの着用可。

④農業委員会活動記録簿の提出について（事務局）

⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策について

協議会長

⑥協議会報告（協議会長）

・監査／第2回役員会

監査・役員の日程を調整のうえ次回の定例総会までに開催

・第2回砂川市農業委員協議会総会

6月25日（木） 定例総会終了後

会長
全員
会長

何かご意見、質問等ございませんか

なし。

特になければ、次回総会の日程を確認したいと思います。

次回開催日は、令和2年6月25日（木）午後1時30分からとなっていますのでよろしくお願いいたします。

これですべての審議が終わりました。以上で第35回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員